

公益社団法人 日本国書館協会 図書館情報学教育部会

# 会報 第106号

2014(平成26)年5月7日発行 編集・発行 国書館情報学教育部会

## 目次

学校図書館部会・図書館学教育部会合同研究集会の報告（2013年12月14日（土）開催）

テーマ：「学校司書」のちからを考える

基調講演 「学校司書に今期待されるもの」

（平久江祐司 筑波大学図書館情報メディア系教授）…………… 1

報告(1) 「今、学校司書は」

（高橋恵美子 学校図書館部会部会長 前神奈川県立高校学校司書）…………… 3

報告(2) 「学校司書に必要なちからとは」（千田つばさ 東京都立柏江高校司書）…………… 5

報告(3) 「養成の立場から考える学校図書館専門職員の在り方」

—図書館学教育部会意見募集結果から—

（村上泰子 関西大学教授 図書館学教育部会幹事）…………… 7

研究討議 ……………… 9

参加者の感想 「本当の学校図書館専門職とは何か」（庭井史絵）…………… 15

参加者のアンケートから ……………… 16

2013年度 図書館情報学教育部会臨時総会が開かれました ……………… 17

これから図書館（情報）学教育部会の在り方について（答申） ……………… 22

2014年度 総会・第1回研究集会のご案内 ……………… 24

## 学校図書館部会・図書館学教育部会合同研究集会報告

日 時：2013年12月14日 13:00～17:00

場 所：日本図書館協会 2階研修室

出 席 者：65名

<基調講演>

### 学校司書に今期待されるもの

平久江 祐司

（筑波大学図書館情報メディア系）

学校図書館部会と図書館学教育部会の初めての合同研究集会に講師として参加させて頂いたことは、大変光栄なことと思っています。今、合同研究集会が終わっ

て感じているのは、研究討議において本当にたくさんの質問を頂き、参加者の皆様の学校図書館に関する関心の高さを改めて感じることができ、学校図書館の研究者として大変心強く思ったことです。またその反面、参加者の関心や期待に十分に応えることができたかという不安も残りました。そこで、この誌面をお借りして、研究集会での私の発表の概要と質疑応答で印象に残った点などについてまとめ、報告とさせて頂きたいと思います。

私は、本研究集会では「学校司書に今期待されるもの」という題目で40分間講演を行いました。講演は、時間の関係でいくつかのスライドを端折った少々慌ただしい発表となってしまいました。発表の概要は、学校図書館の専門職制度に関する議論の論点と系譜についてまず整理し、次に近年の学校図書館に関する政策・提言の動向と学校司書の現状について説明し、最後に学校司書の課題と展望について述べました。

学校図書館の専門職論の系譜については、1980年の「学校教育法及び学校図書館法の一部を改正する法律案要綱（四者合意最終案）」をひとつの転機として、現場の活動や要請を重視するボトムアップ・アプローチから社会的要請を重視するトップダウン・アプローチへと転換してきたことを述べました。前者としては、従来の司書教諭と学校司書の「二職種併置論」、「専任司書教諭論」などが位置づけられ、また後者としては「情報専門職論」などが位置づけられると考えられます。学校図書館に関する近年の政策・提言については、1995年以降の学校司書の問題に影響を与えたと思われる政策・提言についてまとめました。その中でも参加者に一番関心が高いと思われるのが、2013年8月に発足した「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議」の審議の経過です。これについては、私は委員の一人としてこの会議に参加していますが、私的見解として(1)学校図書館の情報センター機能を学習センター機能から明確に区分し、情報リテラシーの育成や「教育の情報化ビジョン」(2011)に対応させたこと、(2)学校司書の役割を「間接的支援に関する職務」、「直接的支援に関する職務」、「教育指導への支援に関する職務」の3つに分け、現場で教育支援に従事する学校司書の実情をその役割に反映させたこと、(3)学校司書の役割の専門性に必要な知識・技能を明示したこと、(4)学校図書館に係わる校長等の管理職や教育委員会の役割について言及したことの4点を、これまでの当該会議における検討結果の意義として示しました。また学校司書の配置の現状では、小中学校と高等学校との配置や処遇に格差が見られること、特に小学校においては雇用条件に「司

書資格」や「司書教諭資格」等の資格を求めるものから「条件なし」も少なからずある等の校種間や地域間格差が見られることなどを説明しました。

これらの点を踏まえて、最後に学校司書の課題と展望について述べました。学校司書の課題については、前述の現状の説明からも幾つかの点は明らかになっているかと思いますが、多くの非常勤職員の存在（小中と高の雇用格差、民間委託等）、専任から複数校兼務の勤務形態の格差等4点ほどあげました。そして、学校司書に今後期待されることとして質の確保をあげ、そのために必要な条件整備として、(1)司書・司書教諭資格を持った学校司書の雇用の促進、(2)学校司書の公共図書館での実習や人事交流の促進、(3)専門的職務に必要とされる知識・技能（コンピテンシ）の明確化、(4)学校司書の校種別の研修モデルと教材の開発及びその共有化の4点を示しました。以上が講演の概要になります。これらの点については、補足説明が必要であると思いましたが、時間の関係で十分な説明をすることができず残念に思いました。

最後に他の報告者といっしょに参加者との質疑応答が行われました。質疑では多くの質問がなされました。その中で印象に残っているのは、学校図書館の担当者として、学校司書と司書教諭のどちらが中心となって図書館運営をしていくべきか、というような二者択一的な議論が見られたことです。こうした二者択一的な議論は、筆者も大なり小なり耳にする機会がこれまでにもありました。こうした議論がなされる背景には、近年学校教育において言語活動の充実や学校図書館の教員サポート機能の強化の提言等がなされ、学校図書館の学習への活用の期待が高まってきたこと、また学校図書館の担い手である司書教諭と学校司書の二職種配置の学校数が増加してきたこと等が挙げられるのではないかと思います。こうした背景の中で、司書教諭と学校司書のどちらが中心となって学校図書館を運営していくかという議論は、これは法的な解釈とは別に、その運営面から切実な問題になってきているといえます。両職種の役割関係を考える上での難しさは、学校図書館担当者（司書教諭と学校司書）の役割が事

務から司書、さらには教員に至るまでの幅広い役割を担っているところにあります。一例を挙げると、生徒の学習活動への図書館担当者（司書教諭と学校司書）の支援は、利用案内や読書相談から利用指導や読書指導へと展開していく場合が多く、その中で学校図書館担当者が効果的な支援を行っていくためには支援の一貫性というものが重要になります。つまり、案内・相談という直接サービスから教育指導へと転換していく活動領域において両者の役割に一線を画することは極めて難しいといえます。こうした学習支援の一貫性という観点からみると、学校図書運営においては、司書教諭と学校司書の二者択一論から脱却することが必要であることがわかります。そこで、両者が協働して学習支援に取り組むための環境づくり、条件整備を進めていくことが重要になります。これには現場の担当者レベルの努力だけでなく、国や地方教育委員会等の積極的な関与も必要になってくると思います。

以上、発表と質疑の概要とその説明を述べてきましたが、学校図書館部会と図書館学教育部会の合同研究集会での一連の議論は、学校図書館担当者の現状やその養成に対する実務者と研究者の共通認識を形成する機会として非常に有意義であったと感じました。今後もこうした研究集会が開催されることを期待して報告の最後としたいと思います。

## <報告(1)>

# 今、学校司書は

高橋 恵美子

(学校図書館部会部会長・前神奈川県立高校学校司書)

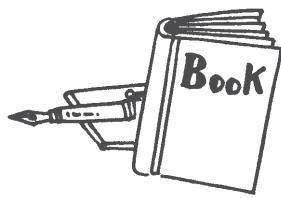
## 1 学校司書とは

最初に公立小中高校の司書教諭（発令数）と学校司書の人数比較を行った。1997年の学校図書館法「改正」により2003年度には司書教諭の発令数が大幅に増加したが、それまでは学校司書の数の方がはるかに多かった。文科省の「学校図書館の現状に関する調査」で学校司書（学校図書館担当職員）についての調査項目が加わったのは2005年調査からだったが、以来調査のたびに学校司書の数が増え続けている。法律に根拠を持たない学校司書が、もともと数が多かったこと、また司書教諭発令後も数を増やし続けていることは、驚くべきことである。

## 公立小中高校の司書教諭（発令数）と学校司書の人数比較

	1954	1974	1980	1995	2002	2003	2010
司書教諭 発令数	231	334	312	記載なし	4563	22053	23218
学校司書	3714	6029	7516	8218	10387	記載なし	17191

それは学校図書館法の矛盾によるということで、まずは学校図書館法第4条の記載を例にあげた。たとえば「1 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。2 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。」は、学校司書がいる場合、学校司書が行っている仕事である。さらに学校図書館法第5条2項では「前項の司書教諭は、～教諭をもって充てる。」となっており、司書教諭は学校図書館の司書の仕事をすることになっているが、「教諭をもって充てる」規定のために、司書の仕事に専念できない矛盾した規定になっている。学校司書は



学校図書館法の（司書教諭ができない）司書の仕事を担う存在なのである。

このことは配置率、正規職員率の高かった高校の学校司書の実践において1980年以降出版等で明らかになっており、一方文科省サイドも2005年度「学校図書館の現状に関する調査」からは、それまでの学校図書館担当事務職員の呼称を学校図書館担当職員とするなどの変化がある。また現在進行中の文科省「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議」においても、学校司書の仕事内容を、学校図書館の司書の仕事に教育指導的側面を加える方向で整理されつつある。

さらに学校図書館部会長として取材を受けた2013年11月15日付読売新聞記事「司書の役割 明示必要」を紹介した。この記事で全国学校図書館協議会森田盛行理事長は次のように発言している。「学校司書がいないと司書教諭が司書の仕事を担うことになり、他の先生と図書館を使った授業計画を練り、一緒に授業をやるなど、司書教諭本来の仕事ができない」この発言は、司書教諭本来の仕事は司書の仕事ではない、と言っているのと同じである。学校司書が司書の仕事を担っていることは一般的に認知されてきている。

学校司書の雇用の実際は、法律による規定がないこともあり、校種や自治体によってさまざまに異なる。小中学校の場合は近年大幅に数を増やしているが、配置率、正規職員率、有資格者率が高校に比べると低い。特に近年増加しているのが非正規職員であるという問題がある。高校の場合、配置率、正規職員率、有資格者率が小中学校より高いといっても、近年配置率、正規職員率が低下する傾向にある。高校では学校司書が減っているのである。

## 2 学校司書の実践、その実際

学校司書の実践について紹介する。一つは豊中市小学校の内川育子さんの実践、もう一つは島根県立高校漆谷成子さんの実践である。

内川さんの実践報告は、いつも子どもの姿が生き生きと浮かぶレファレンスの実際の様子からはじまる。

図書館を使う授業に対しても、百科事典の使い方や分類について子どもたちに伝えている。そして学校司書の地区の研究として、教科書を検討し図書館がどんな支援ができるか支援表にまとめることとした。その表を今度は学校で、司書教諭や教諭にわかりやすく伝えることもする。

内川さんの実践を可能にしているのは、図書館専任で有資格（司書資格）、非正規職員ではあるけれども時間的には限りなく正規職員に近い勤務時間を確保していること、そして月1回の研修である。背景に豊中市の教育行政の支えがあることも無視できない。

漆谷成子さんは島根県の専任・専門（司書資格）・正規の学校司書である。漆谷さんはこの高校に異動して最初の1年は授業で使える図書館づくり（レイアウトの変更、見出し・サインづくり、廃棄作業等）に専念した。そして図書館を使う授業に対して、図書館として何ができるかを見定めた。2年目から「総合的な学習の時間一人権一」で「著作権」「インターネットの長所・短所」の説明を行い、保健体育のレポート学習ではワークシートを使用して授業の効果をあげることをはじめる。3年目、「総合的な学習の時間一人権一」で発表方法の変更を提案する。また1年目からほかの教科の授業や進路指導に対しての図書館からの案内（LibraryNAVI、新聞のクリッピングなど）といった活動が知られ、図書館を使う教科は増えていく。4年目、図書館を使う教科は年間230時間になり、「情報リテラシー・論理的思考力・学びの意欲の育成に関わる3年間のシラバス」を作成して、年度末の職員会議で報告した。このシラバスは次年度、学校の正式な手順を経て改めて作成されることになっている。漆谷さんの実践では、積極的に授業と関わり、情報リテラシー・論理的思考力をワークシート等を使って生徒に伝え、また教師に対して改善方法を提案していく学校司書の姿が浮かびあがる。

二人の実践から、学校司書の活動の教育指導的側面は専任・専門・正規といった一定の条件があることで実現することがわかる。

### 3　まとめ

学校司書の実践は知られていない。全国学校図書館協議会の機関誌だけ見えていては、学校司書の実践の実像はわからない。学校司書の実践は、学校図書館問題研究会の発行物（『がくと』『学図研ニュース』ほか）、日本図書館協会学校図書館部会の発行物（『学校図書館部会夏季研究集会報告集』『図書館と自由』ほか）、日本図書館研究会『図書館界』などの文献を見ていかないと、わからないのである。近年学校司書による著作が次々と刊行され、学芸大学附属学校の司書グループによる「先生のための授業に役立つ学校図書館活用データベース」(<http://www.u-gakugei.ac.jp/~schoolib/>)といったユニークなサイトも出てきている。

学校司書は、学校図書館の司書の仕事を担う存在であること、そしてその活動の領域は教育指導的側面に関わるものであることを確認して報告とする。

＜報告(2)＞

## 学校司書に必要なちからとは

千田 つばさ（都立柏江高校司書）

着任当時、本校図書館は自習室としての利用、期待がメインであった。図書館を変えていった実践を報告し、そこから見えてきた学校司書に必要なちからについてお話をしたい。

### 1 図書館＝自習室？

勉強をする場として利用は多かったものの、分類やサイン等きちんと整備されているにも関わらず、授業での利用や貸し出しは多くなかった。これでは学習指導要領にあるような探究的な学習に利用される図書館、知的好奇心を刺激し、幅広い読書に導く図書館とはならない。そして、高校の図書館として、生徒によっては最後の学校の図書館であり、このままのイメージで社会に出て行くことに危機感を抱いた。

### 2 脱却するためのチャレンジ

#### (1) 来館しない人に

まず図書館に来ない人への働きかけを行った。広報より先に生徒・学校についての情報収集が必要だと考えた。図書館の外に出て、学校行事への参加、部活動・授業の参観、休み時間や放課後の校内の様子を見るなどした。紙ベースのものからも情報収集を行い、学校行事予定表や学校経営計画、前年度の会議資料や利用統計などを見ていった。見えてきたのは、生徒、教員の忙しさだった。

生徒は、部活や行事や勉強で忙しい。しかし、読書調査からは読書が好きである生徒が多いことがわかった。また図書館に親しいイメージを持っていないこともわかってきた。そこで、「図書館だより」や図書館の外への掲示で、楽しいイメージを伝えることを心がけた。生徒に興味をもってもらえるトピック、形、方法を考えた。生徒からの発信は効果が高いため、図書委員会の生徒と広報紙の発行やポスター作成、イベントなどを行った。

教員は、生徒に読書や調べ学習をさせたいと考えていることがわかった。しかし、大学受験や授業時間の余裕のなさから、授業で調べさせることや図書館を使うこと、読書の機会を作ることにハードルを感じているようだった。そこでまず、図書館、司書ができるところを教員に伝えるため、教職員向けの利用の手引きを配布し、ガイダンスを行った。図書館での生徒や授業の様子を知らせるために、職員会議で利用報告を行い、教職員向け図書館だよりを配布した。授業支援に関して、本校は使える時間の少なさがネックとなっていたため、この点に気をつけて打ち合わせを行った。教員の目指すことをよく聴き、それが実現できるよう司書からも提案を行っている。

例えば、家庭科の保育分野の調べ学習で図書館が使われた際は、教員との打ち合わせの中から、班での話し合いと、発表に力を入れたいという希望が分かった。そこで、図書館では資料をテーマごとに集めて別置しておくことを提案した。そして、調べ方のガイダンスを行う際に、まとめ方、発表方法についても説明を行っ

た。調べてまとめるまで、二時間程度で行うことができた。生徒の発表も司書が見に行き、授業後に教員と情報交換を行い、次年度に生かしていくようにしている。教科によっては、授業時間には図書館に来ることはできないが、実験レポートなどを書かせる際に、きちんとした資料を使わせたいという場合もある。こういった場合でも、司書と授業担当者が打ち合わせを行うことで、教員の希望に応じて資料の収集や別置、パスファインダー作成、レファレンスなどを行うことができている。授業だけでなく、図書館の専門家として学校全体の役に立てそうなことは積極的に声をかけるようにしている。

### (2) 来館者に

来館者に向けては、まず見た目でイメージを伝えられるよう考えた。入りやすい入口、入ると本が目に飛び込むようなレイアウト、くつろぎの雰囲気のあるブラウジングコーナーなどである。

選書や展示もメッセージを伝えてくれる。本が自分の世界になかった人にも手に取ってもらえるような幅広い本を選ぶようにし、小説に偏らないようにした。図書館を生徒の持っている興味や問題が解決できる場として認識してもらうため、本校の生徒の関心の高い分野の展示は重点的に行っている。進路や小論文、部活動、行事についてなどである。また、季節の展示や参加できる展示は図書館の楽しさを伝えてくれる。読書週間には、読書マラソンを行い、本を読んだ生徒のコメントカードを図書館に掲示するなど読書を可視化し、読書の楽しさを伝え、読書する雰囲気作りを行っている。

授業関連の展示も常時行っている。教員どうしの授業の話のきっかけになることもある。探究的な学習が行われる際は、本だけでなくワークシートも一緒に掲示したり、生徒作品を展示したりすることで、学び方を学ぶ場所としての図書館というイメージを伝えている。

### (3) 図書館を外へ

図書館の動きは見えにくいので、情報を出していくことを意識している。会議などで利用を報告したり、

掲示物を廊下に貼ったり、学校ホームページに図書館のページを作成したりしている。

## 3 司書の役割

このような取り組みにより、生徒の利用、教育活動の様々な場面での利用が増えてきた。

本校の図書館が変化していく中で考えた、学校図書館が活用されるために学校司書に期待される役割を二つ述べたい。一つは、生徒（児童）を育てるチームの一員としての学校司書だ。これには勤務する学校の生徒（児童）、教育活動についての理解がベースになる。教職員の一員として、研修や会議に参加し、日常的にも情報交換をしている。その上で、授業や特別活動に使う資料や探究的な授業について話し合っている。同僚として、学校司書は教職員集団に育てられ、学校司書も教職員を育てている。

もう一つは図書館の専門家としての学校司書だ。学校卒業後も使える調べる力、読む力をつけること、知的好奇心を刺激し広い視野を持たせること、自主的な活動の場としてなど、図書館の持つ様々な力で生徒（児童）を育てている。生徒（児童）を公共図書館、大学図書館等とつなげていくのも学校司書だ。これらは研修が保障されていて、司書の横のつながりがあることでできている。

この二つの役割を果たすために学校司書に求められるからは、現場からものを見るちからとそれを生かすマネジメント力なのではないかと考えている。

<報告(3)>

# 養成の立場から考える学校図書館専門職員の在り方 —図書館学教育部会意見募集結果から—

村上泰子

(関西大学文学部、図書館学教育部会幹事)

## 1 はじめに

2013年6月22日に衆議院法制局の法律案骨子案が示された。その後、文部科学省が協力者会議を組織し、関係者による検討を行い、報告書の準備を進めている。昨年来の学校司書法制化の動きが現実味を帯びてきた。これに対して図書館学教育部会では、『会報』第104号の送付にあわせ、10月5日発送、10月17日締切で、部会員（会員数205名）を対象に緊急の意見募集を実施した。質問用紙は部会HPからダウンロードできるようにし、回答はメールとFAXの両方で受け付けた。締切以降も、提出された回答は受け付けた。その結果、10月27日現在で会員21名（うち幹事9名）から回答を得られた。さらに非会員ではあるが学校図書館司書教諭課程科目を教授する立場にある方々に声をかけて、5名の方から意見をいただいた。ご意見をいただいた方々にはこの場を借りて厚くお礼申し上げる。

回答が少なかった原因是、記名式かつ記述式であること、答えづらいテーマであったことなど複数ある。しかし、司書課程や司書教諭課程を置いている大学・短大が二百数十（司書教諭課程を置いている大学・短大も二百程度）あるなかで、全員が部会員というわけではないが、意見表明が実質12にとどまったのは残念であった。

質問は以下の4項目である。

- ① 司書教諭に加えて「学校司書」という名称の職種を、学校図書館法に明記することについて
- ② 「学校司書」という職種が、学校図書館法に位置付けられた場合の、その職種が行う業務の範囲と性格
- ③ 「学校司書」に求められる技能や資格要件と、

現行の司書や司書教諭の教育課程との関係

### ④ その他（自由意見）

図書館学教育部会ではこの結果をもとに、関西地区において、幹事2名（筆者、川原亜希世（近畿大学））に、学校図書館に関する分野の専門家2名（岩崎れい（京都ノートルダム女子大学）、中島幸子（梅花女子大学））を加えた4名で検討委員会を持ち、論点整理を行った。

以下、その結果を報告する。

## 2 意見募集の結果

### 2.1 学校司書を学校図書館法に明記することについて

事前の予想どおり、賛成、条件付き賛成から反対まで幅広い意見が寄せられた。条件付き賛成とするものの中で「学校図書館の充実につながる」「まずは現実を一步進めるために」といった意見は、「現実論」とも言うべきもので、どちらかと言えば「賛成」の意見に近い。一方、「まずは定義を」「司書教諭との違いを明確に」を条件とするものは「前提論」とも言うべきもので、どちらかと言えば「反対」の意見に近いものであった。

### 2.2 学校司書の職務について

現実に学校司書が置かれた場合、少なくとも12学級以上の学校にはすでに配置されているはずの司書教諭との役割分担が問題となる。回答の中には司書教諭は「経営・管理的業務」、学校司書は「実務」という切り分けが多く見られた。また、学校司書の位置づけに関しては、教育専門職とするもの、一般事務職とは別の教育職とするものと、あくまで事務職とするものとが見られた。「一般事務職とは別の教育職」とするものは、国立大学法人の図書館における図書館職員のアノロジーであろうか。

### 2.3 学校司書に求められる技能、資格要件、司書／司書教諭の教育課程との関係について

法令上の位置づけの明確化、学校司書の技能要件の明確化を求める意見と、養成科目に関する具体的かつ実に多様な提案が見られた。

### 3 論点整理

学校司書の配置に関する論点は大きく四つある。

一つは、「最終的には一職種を目指すべきか、二職種併置を目指すべきか」である。「最終的には一職種」とは、「学校図書館の役割や機能、業務に精通した専門職が常に学校図書館にいる」ことを意味するものである。この場合には、そこへ至る道のりをどのように考えるかが課題となる。司書教諭の実質化、専任化という道もあれば、学校司書を重く用いる道もある。一方「二職種併置」論では司書教諭と学校司書との明確な役割分担が課題となる。現行の兼任司書教諭を維持したまま、学校司書を置く方法、司書教諭も専任化した上でさらに学校司書を置く方法である。ここでは、二職種併置の必要性があるとした場合の相互の関係性が論点となる。すなわち、司書教諭が主で学校司書は従（プロフェッショナルとパラプロフェッショナルの関係をイメージしたもの）なのか、学校教育がベースの司書教諭と図書館がベースの学校司書は相互に対等で補完関係にあると考えるのか、である。

第二に、学校司書の業務に関する問題とも通底する、学校司書は「教える」ことができるか、という論点も見いだせる。これをどう考えるかによって、養成カリキュラムも変わってくる。

さらに第三の論点として、一つめの論点が学校の校種や規模によって異なるものであるかどうか、がある。たとえば、現在11学級以下で司書教諭さえ配置されていない現状では二職種併置は困難という意見もある。小さな規模の学校に学校図書館の専門職は2名も要らないかもしれない。また、我が国の学校図書館において司書教諭が兼務でしかなく、教科教員であったり、学級担任であったりすることに自らのアイデンティティを見出し、学校図書館の専門職としては実質機能していない学校が少なくない現状に鑑みて、まだ司書教諭が配置されていない学校には、司書教諭ではなく学校司書を配置することに活路を見出そうとする考え方もある。

第四の論点は「司書」という名称の使用に関するものである。資格や養成の何らの裏付けもないままに

「司書」という名称を冠した職種が新たに誕生することが、「司書」の相対的価値低下を招くという議論である。

検討委員会では、司書教諭が学校図書館法上に明記された学校図書館の専門職であり、11学級以下に現在置かれていなくても「置かなくてよい」ことを意味するものではないことから、現時点では校種、規模にかかわらず司書教諭を軸に考えざるを得ず、法律上において学校司書の単一職種を目指すのは現実的ではないと考えた。その一方で司書教諭が現実に機能していないのであれば、二職種を前提とせざるを得ない。その際司書教諭と学校司書との役割、位置づけの整理が必要であることは言うまでもないし、学校司書も法律に明記する以上、有資格は当然のことである。

以下、二職種併置を前提として「学校司書」の役割と養成について議論した結果を示す。ここでの「学校司書」は、学校図書館の実務の基礎を学び、加えて図書館を活用した学習活動に関与できるだけの学校教育に関する知見を併せ持つ者との想定に基づくものである。

学校司書の養成モデルを考える場合、現状では「司書」資格が条件の場合が多いようである。しかしながら、ここで「司書」は「図書館法」に基づく資格であり、その科目や教授内容はあくまでも「公共図書館」を主体とするものである。テキスト等を見ても学校図書館に割かれている紙幅は少ない。よって「司書」の科目だけでは学校司書の養成に十分ではない。（もちろん、館種を問わずあらゆる図書館に共通する知識や技能が多く含まれ、個々の大学等において意識して学校図書館との関連を多く持たせ教授する場合もあることは理解している。）

それではここに何が加えられるべきであろうか。学校司書が児童・生徒の学習活動の基盤である学校図書館の専門職であることを考えるならば、第一には「学校教育の意義」や「学習指導法」（たとえば「教職の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目」、「教育課程および指導法に関する科目」）について学ぶ必要があるだろう。第二に、学校図書館自体の役割や

業務について知る上では、「司書教諭」の科目（たとえば「学校経営と学校図書館」、「学習指導と学校図書館」、「読書と豊かな人間性」）が適切な場合もあるだろう。ただし、これらを単純に足し算したのでは単位数が膨大となる。実際には、教職科目は選択必修にする、「司書」科目の一部を「司書教諭」の科目に置き換えるといった措置が考えられよう。

以上は新規養成の場合のカリキュラムであるが、同時に現職の措置についても考えておく必要がある。たとえばフルタイムで何年かの勤務経験があり、すでに司書の資格を有している場合には、一定の減免措置が講じられてよいであろう。（具体案は紙幅の都合により略す。）

#### 4 おわりに

ここで最後にひとつの疑問を掲げておきたい。それは第一の論点と関わって、学校司書が学校図書館と学校教育の両方に精通した専門職とした場合、司書教諭との専門性の違いはどこにあるのかという疑問である。現行の養成カリキュラムに即せば、司書教諭は学校図書館の業務については限定的な知識しか持たないが、学校全体の運営に関わり、かつ専門教科の知見とその指導法をよく身につけている。学校司書は学校図書館の業務についてはより多くの知識や技能を身につけているが、専門教科の指導法の知識は有さない。だが仮に、専任司書教諭を想定した場合にはどうだろうか。両者に求められる知識や技能は限りなく近いものになりはしないのだろうか。

今回の学校司書法制化は、司書教諭の養成に当たっている教員にとって、これまでの養成の在り方が問われていることでもある。

## ===== 研究討議 =====

（敬称略）

司会：小田光宏

### ●司書教諭と学校司書の区分

小田：休憩時間に全部で40件弱の質問をいただいた。

「学校司書のちから」に関する質問、制度に関する質問、集会そのものに対する提案がある。最初の論点を中心に議論していきたい。まず、平久江さんに對して、司書教諭と学校司書の区分について質問が来ている。

平久江：学校司書と司書教諭の違いというのは、ずっと続いてきた議論でもある。スライドでも示したが、学校図書館の職員論では2元対立論ともいえるものがずっと続いてきた。細かいところは十分詰めていないが、区別しない、というのが私の答えた。

学校図書館の活動は連続性がある。生徒が相談に来て、それに応じていく中で、指導が行われる。ここで大事なのは指導が切れてはいけないという点だ。このようにプロセスが連続していく時に明確な区分はなく、グレーゾーンと呼べるものがある。実際にそのグレーゾーンを指導と呼ぶか、直接サービスと呼ぶかは、現場依存になる。こうしたことから、区分するのではなく、学校司書と司書教諭が協働することが大事だと考えている。

研究協力者会議でも言っているが、今までのように教育職なのか事務職なのかという2元対立論から脱却する必要がある。学校司書職というものをきちんと確立して、専門的職務を行うという観点から二元対立論を脱却することができる。

小田：区別しないということに関しては、村上さんが最後の方で司書と司書教諭を技能的側面からみると、同じようなものに見えてくると発言していたが、先ほどの質問と今の意見を踏まえてお訊きしたい。

村上：学校司書の職務と司書教諭の職務を円でそれぞれ描いた時、ぴったり重なるのか、すこしづれるのか、大幅にずれるのか。このことについて、千田さんの発表を聞いていて、学校司書の活動と司書教諭

課程で教えられていることはかなり重なっていると感じた。学校図書館を活用した教育が必要であることは間違いない。それに携わる人が教育に関わるのも間違いないであろう。学校図書館の機能を支える職員は学校司書であっても司書教諭であっても、求められる仕事は重なり合っており、両者で全体をカバーしていくことになるだろう。

小田：高橋さん、どうか。

高橋：大雑把にいえば使える学校図書館を作るのが学校司書で、それを活用するのが司書教諭だと考える。自分で使うのと同時に、学校内で呼びかけるのも司書教諭の役割になる。

神奈川県の県立高校では、学校司書と先生とで1990年に『図書館よ、ひらけ！』という本を出版した。教科との連携についてそこで書いたが、その当時、司書教諭はいなかった。1997年に法律が改正され、2003年に発令することになった。その際、神奈川県では、県立高校の司書教諭はとりあえず名称だけ司書教諭として発令し届けるが、校務分掌の図書部に入っていなくて構わないことにした。分掌にいる先生の方が図書館にかかる仕事は増えるが、司書教諭は負担にならないようにした。しかし、先生はまじめな方が多いので、司書教諭として発令されると、せっかくだから図書館を活用しようと動いてくれる方もいる。そうしたことを踏まえると、神奈川県でいえば、司書教諭固有の仕事はあるのか、という疑問がある。

1975年、4者合意が結ばれた。そのときの合意で二職種という案が示された。1980年を過ぎると、高校の学校司書の実践が書籍として出てくる。学校司書が司書として自立を深めていった時期である。学校司書が自立できない間は、保護者的な役割の司書教諭は必要だった。こうした段階はある。当時の4者合意の二職種案はこうした段階だったのでないかと考える。司書教諭が学校図書館のことをよく理解し、学校司書にとってプラスになるように支援をしてくれればよいが、うっかりすると、学校司書の成長を妨げる保護者となってしまうこともある。特

に学校司書が自立に向かった時に、そうした懸念がある。2つの職種は本当に必要か疑問だと思っている。

千田：私の学校では司書教諭が発令されている。時間軽減がないので図書館の仕事は主に司書が行っている。今年度はたまたま司書教諭が学校図書館に関わる分掌に入っているので、分掌のチームとして一緒に図書委員指導等を行っている。生徒の指導経験が豊富な先生なので、生徒との接し方を教えてもらうことが多い。司書教諭には授業の中で図書館を使ってくれる先生が多い。

仕事を始めた頃は今ほどには授業に関わっていたわけではない。調べ学習の授業を見たり、研修で学んだりする中で関わり方を考えてきた。次第に教員に提案したり、生徒に直接ガイダンスなどを行えるようになってきた。

小田：千田さんが、はじめて学校現場に立った時、足りないとと思った知識は何か。また、学校教育という大きな枠組みの中で、学校司書のみが果たしうる役割はなにか。

千田：新卒として入って、一人職場なのでまずは仕事をして何をするかが分からなかった。仕事をしていく上で、図書館については横のつながり、つまり同じ立場で採用されている学校司書、特に前任者によく教わった。また、図書館の係教諭から、学校の流れや生徒に対する接し方を教えてもらった。

足りなかつたこととしては、授業をするにあたって教員は何を考えているのかということと、生徒に対する接し方だ。今、教員免許を取っているが、その中で、足りないところが明確になった。

学校司書だけが学校の中で果たしうる役割としては、図書館について幅広い知識を持っている点と、最近の図書館の事情、データベースや公共図書館、大学図書館の動向を把握しそれを学校図書館に活かす方法を考え、橋渡しをしていく点にあると思う。

小田：平久江さんから補足があるとのことなので、どうぞ。

平久江：先週、全国学校図書館協議会で同じような講

演をやった。そちらの会議には専任司書教諭の方が多くいた。その中に、教育職と行政職は絶対に分けなければいけないと強調する方がいた。そうした現状を踏まえると、区分しないという先ほどの発言だが、これは絵空事かもしれない。

研究協力者会議で、3つの職務、カテゴリに分けたことをいった。その中で教育支援のカテゴリを作ったことが重要と考えている。そのことは、先ほど話したグレーゾーンを学校司書が担うことの根拠になると考えている。そのことで、二元論から脱し、学校司書職という新たな定義づけに踏み出すきっかけになるとを考えている。

## ●学校司書と教育活動

小田：おおむね区分について議論できたと思うが、厳しい質問も寄せられている。学校図書館の仕事は学校全体の仕事から見て多様性が特別あるわけではない。それを細分化することで、どんなメリットがあるのか。学校図書館を活用してもらうことしかできず、みずからは教育活動を行わない人を学校図書館専門職といえるか疑問だという意見である。

平久江：教育をどう捉えるか、という話だと思う。質問の前提是、教員が教えるという発想だろう。これからの学習では、生徒が自ら学んでいくという考え方方が大事だ。もちろん、それだけでは教育は成立しないので、教える部分と学ぶ部分のバランスをとる必要がある。自ら学ぶとき、どこが支援するのか。そのとき学校図書館が重要な役割を果たしていく。自ら教えるのとは異なる重要な活動だ。これからのお学習においては、学習をサポートし、支援することが大事だ。

小田：他に意見はあるか。

村上：「専門職」をどう捉えるかによって意見が分かれるのではないか。大学図書館も大学図書館員がいて、大学の教育、学習、研究を支援している。では、それは専門職と呼べないのかといえば、それも一つの専門職である。公共図書館の司書も専門職であろう。こうした観点から考えると、自ら活用しないか

らといって、専門職と呼べないとはいえない。

小田：確認だが、事務職という職種であっても、専門性があるという理解でよいか。

村上：今の議論では事務職としての専門性、教育職としての専門性という観点は捨象している。事務職としての専門性につながるかもしれない。

小田：先ほど、高橋さんから、使える学校図書館を作るのが学校司書で、使える学校図書館を使うのが司書教諭という発言があった。では、どういううちからを持っている人がそれに必要になると考えるか。

高橋：学校司書は図書館に関して専門的知識を持っている必要がある。また、学校図書館がどういうものか、使われ方を知っている必要がある。サービスの延長上で、一見、教育指導的なこともやる。こうして使える学校図書館を整備する中で、教科との連携を一生懸命やっていると、先生の利用も増える。漆谷さんは、年間230時間使われる学校図書館を作り上げている。そういう意味では司書教諭には、学校図書館を自分も使うのと同時に、他の先生にも連絡し、調整するという役割しかないと思う。少なくとも公立学校の場合は、司書教諭は図書館を作るのはなく、どう使うかを伝え、他の先生の授業支援も、授業時間の軽減があればだが、行う程度の役割ではないか。

## ●学校司書養成のカリキュラム

小田：学校司書のカリキュラムをどう考えるか。このとき資格と関係する。学校司書のカリキュラムと司書教諭のカリキュラムとの関係はどうなるのか。また、独立した学校司書のカリキュラムができたら、司書教諭は今までよいのか、という問題がある。これと関連して平久江さんが「トリプル」（3資格：司書教諭・教員免許・司書）の紹介をしていたが、そういうカリキュラムを考えるべきだろうかという論点もある。

村上：提示したカリキュラムモデルは二職種を前提にしている。現在の司書教諭養成はそのままの形にしている。提案が制度化されたとしても、司書教諭の

教育にただちに影響を与えることはないが、長期的には影響があるだろう。司書教諭は5科目10単位で行っている。中でも「学習指導と学校図書館」「読書と豊かな人間性」には学校司書にも共通する部分が多いので影響が出ると思われる。また、司書教諭で必要となる科目は全教員に必要になる可能性もあると考えている。

平久江：司書教諭資格にしても、司書資格にしても欠陥がある。司書教諭の5科目10単位では演習も実習もない。そんな専門職養成はありえない。司書資格については、実習はあるが単位数が決定的に少ない。そこを考慮に入れて新しいカリキュラムを考えいく必要がある。先ほど試案として出されたものも、その問題が解決されていない。

3資格持つ人がいるという話だが、現在、地方自治体の採用条件は、資格が要件になる場合、司書資格または司書教諭資格がほとんどだ。両者を持った人、というところはほとんどないと思う。そんな単位を取ってきた人は学校司書にならないという現実がある。もし、両方の資格を自治体で課せば、外国のSchool Library Media Specialistなどの単位履修をしていることになる。そうしたことも考えに入れながら養成制度を検討したらどうか。

小田：今、3資格（トリプル）に言及があったが、もう少し詳しく説明してほしい。

平久江：基本的に司書教諭は5科目10単位履修すると履修証明書をもらえる。それを司書教諭資格といっている。司書教諭は教員免許をとらないといけない。ただ、5科目10単位は免許をとっていなくても制度的に取れてしまう。そこで分かりやすくするためにトリプルという言葉を使った。

小田：高橋さん、カリキュラムあるいは資格の問題についてどう考えるか。

高橋：今、全国学校図書館協議会が二職種を言っていた時代の司書教諭・学校司書の資格基準案や塩見昇氏が「『図書の整理』2単位」(1995)という論文に書いた学校図書館専門職員のカリキュラム案などを掘り起こしている。しかし、今の段階で、学校司書、

司書教諭のカリキュラムをいうのは時期尚早ではないかと考えている。法制化骨子案では自治体は学校司書を置くことができるといっているだけだ。財政措置は年間105万円のみ。その中で、真剣に養成を考えようとしても、年間105万円の安い資格にならざるを得ない。今、検討する必要があるか疑問だと思っている。

小田：千田さん、どう考えるか。

千田：カリキュラムモデルのたたき台を見たがさらに必要ではないかという科目もある。例えば「?」となっている「図書館情報技術論」は勉強しておくと、これから役立つと思う。他に教職科目の「教育課程及び指導法」も必要なのではないか。高橋さんがおっしゃるように、どのあたりを目指すのか、資格が明確になってからでもよいかもしれないが、高度な資格を目指すなら、もう少し単位数が多くても構わないのではないかと思っている。

小田：図書館学教育部会（以下、教育部会）側の考え方だが、2008年に図書館法改正が行われ、文科省の協力者会議で文書を発表しているが、そこでは、司書の資格を持つことによって公共図書館だけでなく、大学図書館、学校図書館など他の機関等へ就職する道が実態としてあるので、大学はそれに対しても配慮した情報提供を行なさいと明示されている。このようにカリキュラム、教育課程の問題として位置づけることができる。今の議論は学校司書という文脈の中から出てきたというより、司書養成という文脈から出てきた議論と理解してもらえたと思う。これまで技能の区分と教育課程の問題を取り上げてきた。フロアから質問があればお願いしたい。

## ●学校図書館をどう捉えるか

永井悦重（就実大学非常勤講師）：元学校司書の岡山の永井です。今は大学で司書教諭課程と司書課程の養成に関わっている。全国学校図書館協議会や文科省は読書センター・学習情報センターという言葉を使って、それを学校図書館の機能と言っているが、学校図書館問題研究会、日本図書館研究会、日本図

書館協会学校図書館部会では全国学校図書館協議会と違う学校図書館の役割、視点を持っている。端的にいえば、学校図書館も図書館であるという考え方であり、資料提供と知的自由を保障する、授業との連携を推進する、学校図書館活動をつうじて子どもたちの知的好奇心を触発する、情報リテラシー獲得を支援する、といったものだ。学校図書館をどのように捉えるかによって、学校図書館の役割や職員の担う役割も異なってくる。そうした学校図書館のあり方から教育の問題を考えるべきだ。学校図書館といったとき「指導」が全面に出てくるが、そうではない側面をきちんと押さえる必要がある。

**小田：**学校司書のちからを考える前提として、学校図書館をどのように認識するのか、位置づけるのかという課題だと思う。

**永井：**追加だが、教育職か事務職かという定義の仕方についてだが、なぜ司書職が出てこないのかも訊きたい。

**小田：**本日の集会では学校司書のちからをボトムアップで組み立てていこうという趣旨なので、制度については一旦おいておきたい。

**平久江：**学校図書館の機能をどう捉えるか。それぞれの団体が実践を踏まえて提起されていることについては、尊重されるべきだと思う。それらはボトムアップ型ということになると思う。私は研究者としてトップダウン型、つまり社会的要求から出発し、機能を捉えていくという観点から議論している。それぞれアプローチの仕方が違う。優れたものを活かしながら、合意点をみつけていく作業の場を設けていく、こうした検討するプロセスを持つことがこれから大事になってくる。

**高橋：**今回の合同研究集会は、学校図書館部会の現場と教育部会の研究者のギャップを埋めることが目的だ。いくつかの点でそれぞれにギャップがある。永井さんから指摘のあった、学校図書館も図書館であるという点もその一つのギャップだと思う。図書館であるからこそ、民主主義、知的自由と深く関わりがあるという点が研究者から抜け落ちているような

気がしている。この点は実は、小学校、中学校、高等学校の学校図書館全体の考え方になっているわけではない。しかし、情報リテラシー教育に関して、アメリカの基準では知的自由の原則を尊重する点や民主主義社会の市民を育てるといった点がきちんと書かれている。

先日行われたある会で、研究者の方が情報リテラシー教育について話をしたが、知的自由、民主主義の部分が抜け落ちていた。日本の学校図書館関係の公的文書でも、知的自由が抜け落ちている。しかし学校図書館に関わる市民運動の方々は子どものプライバシーを守ってくれる学校図書館を重視している。研究者からそうした意見を聞けないのがギャップだと思う。

## ●学校司書の採用条件

**小田：**他に質問はあるか。

**梅本 恵**（『パッチワーク』事務局）：平久江さんから自治体で学校司書採用時、採用要件として司書または司書教諭資格を問うところが多いという話があった。これまで司書資格を要件とすることが多かったが、最近は、雇用条件が低く応募者が少ないので、司書資格だけではなく司書教諭資格も含める自治体が増えているというのが実態だ。

**小田：**採用の実態は重要な情報だと思う。実質的なからの面はあまり問われていないという理解でよいのか。

**梅本：**自治体の意識は一概にはいえない。1980年代後半から、市民運動が始まり学校図書館には専門的職員が必要だという認識が広まった。こうした中で、例えば「学校図書館を考える会・近畿」は、誰でもよいということではなく、雇用条件にこだわった。ここ20年間で次第に司書資格が要件となってきた。

## ●学校図書館法改正について

**小田：**他にあるか。

**宮部頼子**（元 立教大学）：司書教諭課程と司書課程で教えている。保健室には養護教諭をおくように、学

校に必ず司書教諭をおくことが学校図書館法で定められている。そのときの司書教諭は教員としての力量と、司書としての力量を併せ持った人材が想定されていた。学校図書館法には「専門、専任、正規の司書教諭」という文字が欠けているため、不完全な体制になっている。

これまでの議論で、司書教諭と学校司書がずっと対比されてきたが、その場合の司書教諭は現在の司書教諭にすぎない。付け焼き刃的に学校司書を法定化しても、るべき司書教諭が実現していないのと同じことが繰り返されるのではないか。そこで、学校司書の方にお聞きしたいのは、もし学校図書館法が改正されて、専門、専任、正規の司書教諭が全ての学校に配置され、カリキュラムも改訂された場合、それでも学校には司書教諭と学校司書が必要と考えるか。

**小田：**教育部会でも同様の意見が出ていた。村上さんいかがか。

**村上：**アンケートでも二職種を前提に考えるのではなく、司書教諭を充実させる方が先ではないかという意見があった。私も発表の末尾で、専任司書教諭を仮定したとき、学校司書が目指そうとしている方向と重なり合うのではないかと疑問を提起させていただいた。宮部先生と考えているところは共通した部分があると思っている。

**千田：**今の司書教諭ではなく、図書館の専門的知識を持つ正規専任の司書教諭が生まれたら私は（その職に）転職するだろう。複数の配置については、養護教諭も大規模校では2人配置となっているのが流れなので、司書教諭の複数配置という考え方もあるのではないか。もしくは司書教諭に加え、専門職ではないサポート的な人がいるという形になるのではないかと思う。

**高橋：**今の質問に答えるのは大変難しいが、すでに歴史の蓄積がある。1953年に学校図書館法が成立しているが、その半年前に出た法案では専門、専任、正規の免許制の司書教諭案だった。その後、専任司書教諭配置の運動も一部で行われたが、ある時期から

の学校図書館法改正運動は、司書教諭の発令配置と学校司書の法制化が目指された。1997年の学校図書館法改正では、司書教諭の発令だけが実現し、しばらくは学校司書が無視される時期があったが、それでも学校司書が増え続け、今の学校司書法制化の動きにつながっている。

全国学校図書館協議会を中心に、司書教諭と学校司書は車の両輪であるという言い方が広がっており、二職種という雰囲気が作られてしまっている。小学校では特に、意欲を持っている司書教諭がいるが、中学校、高等学校は名ばかりになっている。小学校の多くの熱意ある司書教諭がいる中で、学校司書もなることのできる専任の司書教諭制度が必要だと、今言えるのか。学校司書制度を作って学校司書として自立できる条件をワンステップずつでも整備していくことの方がよいと思う。

**平久江：**専任司書教諭が配置されても一人での学校図書館運営は難しいと考えている。学校図書館には複数の人が配置されるのが望ましい。なぜなら利用指導、読書指導を展開すれば図書館を空けざるを得ない。したがって、学校規模にもよるが、基本的には複数を配置するべきだ。配置された職員が、学校司書であるべきか、司書教諭であるべきかは選択の問題だ。

**高橋：**日本図書館協会は1999年に学校図書館問題プロジェクトチームを作った。そのまとめでは、現実が生み出した二職種は認めざるをえない、二職種の協力協同を考えていこうという文章になっている。しかし、将来的には一職種がのぞましいと書かれていることを付け加えておく。

## ●大学での養成教育

**二村健**（明星大学）：村上先生のカリキュラム案は合わせ技一本という感じで、大学の実情からすると理想型だと高く評価できる。しかしながらカリキュラムの議論をする際、法律で明記されないかぎり議論しても無意味だ。その点、平久江先生に有識者会議でどのような議論になっているか訊きたい。カリキュラム

の前提となる資格の制度について、どう明記されるのか分かっていれば教えてほしい。もう一点、学校司書の養成課程を作るなら、教育学部に作るべきか、それともそれ以外に作るべきか。

平久江：1点目については、委員会の範囲を超えるので議論されていない。この点は問題と言えば問題だ。つきのステップがあればそこに委ねられるだろう。養成の議論はやはり時期尚早だ。採用時点で資格を課すところからはじめ、実績が作られてからでもよい。やはり教育系の知識が不可欠だと思っている。今年、横浜市で125人の学校司書が採用された。その研修を見ると午前中は学校教育、午後は図書館関連のことを学んでいる。採用条件は年齢だけだった。倍率は高かったが司書資格を持っている人が多く採用された。それでも指導主事から聞いたところ、やはり教育の中身のことを知らないと活動できないといっていた。そうしたことを合わせて考えられるところとしては、教育学部に作ることも一つの選択肢として考えられる。

小田：終了の時間になった。討議はここまでとしたい。ギャップを埋めるためにギャップの存在を認識するという集会の目的は、達成できたのではないかと思う。

(文責：松本直樹)

## ..... 参加者の感想 .....

### 本当の学校図書館専門職とは何か

庭井史絵  
(慶應義塾普通部司書教諭)

学校図書館法を一部改正し、司書教諭と学校司書の二職種を併記しようという流れがある中、図書館学教育部会と学校図書館部会による合同研究集会があるというので、切実な問題意識をもって参加した。

高橋恵美子氏や千田つばさ氏のお話から、学校司書

の増加と実践の積み重ねが、学校図書館の質の向上につながっていった経緯と現状を再確認できた。

一方で少し物足りなく感じたのは、平久江祐司氏が「現代的機能」と指摘された学校図書館の教育的な役割をどう担っていくかという問題が、今回あまり取り上げられなかったことである。学校図書館法第4条に示された5つの基本的業務には「児童又は生徒に対し指導を行う」ことも含まれており、直接的な指導も「学校図書館の仕事」である。これを「(学校) 司書の仕事」ではないと考えるなら残念だ。

平久江氏は、数少ない事例…しながら、教員免許に加えて司書教諭と司書の両資格を持つ「トリプル」として仕事をする学校図書館専門職が日本にもいることを紹介された。これは、アメリカの学校図書館専門職である「メディア・スペシャリスト」以上の専門性のことだが、私立の学校が公募する学校図書館専門職の採用条件はトリプルであることも珍しくない。

「司書教諭が（充て職や兼任ではなく）専任として学校図書館法に位置付けられたらどうしますか」というフロアの質問に対して、千田氏が「(司書教諭に) 転職します」と答えられたように、自らを学校図書館専門職と考える人の中には、直接的な指導も含めた「学校図書館の仕事」全てを担おうと考える人が増えているし、現場ではそのような人が求められてもいる。図書館学に加えて、教育学の知見を学ぼうという意欲（必要性）の高まりは、学校司書が中心となって立ち上げた教職課程を学ぶプロジェクト (<http://kyousyokyukyouyou.hatenablog.com/>) や、学校図書館の教育活動に焦点を合わせた研究グループの発足 (<http://www.gakutokyoken.jp/>) にも見ることができる。

今回は、「学校司書」のちからを考える”というテーマであったので、司書教諭について取り上げられることがなかったが、次回は専任または充て職司書教諭の実践も踏まえつつ、学校図書館の仕事を全て担える専門職の姿を検討して欲しい。「それは学校図書館の仕事ですが、私は司書（または司書教諭）なので、やりません（できません）」と答えなくてよい専門性を追求していく場が必要と感じた。

## ..... 参加者のアンケートから .....

### 回収できたアンケート 37名

#### 質問1 協会会員・部会員かどうか

日本図書館協会・学校図書館部会会員	15
日本図書館協会・図書館学教育部会会員	8
上記以外の日本図書館協会会員	4
日本図書館協会非会員	11

\* 2つの部会に所属している会員は重複してカウントしました。

#### 質問2 テーマの設定について

適切だった	36
適切でなかった	0
どちらともいえない	1

#### 質問3 内容について

適切だった	32
適切でなかった	0
どちらともいえない	4

#### 質問4 今回の集会に関するご意見

- ・ 2つの部会が合同で研究集会を開いたのはJLAならでは、です。テーマが大きいので、たいへんですが、これからも続けてほしいですし、学校図書館専門職員（名称は何にしても）養成カリキュラムのJLA案を提案するところまで、もっていってもらえるとよいと思います。そのためには職務内容も考えなければなりませんが。
- ・ 感想になりますが、学校司書として自らの足らざる所を捉え直すよい機会となりました。学校司書がここまでやっていいのか、できるのか、現場で司書教諭との役割の領域について悩むことがあります。トップダウンとボトムアップのギャップ、これまでの歴史など難しい問題がありますが、質の向上のために教育は重要と思われます。バランスよくお話を伺い、刺激的な討議が勉強になりました。

・ 学校司書のちからを考えるきっかけになりました。しかし、議論の柱が複雑になり、議論を深めるのが難しかったように思われます。

・ タイトルに惹かれてきました。実践報告の中に小学校司書、中学校司書もあればなお良かったと思います。学校図書館で働く方のことについてさまざまに研究が進んでいることが分かりました。

・ 初めての合同研究会、意義はあったと思います。学校教育にある図書館のはたらきについては（日本図書館協会の集会であるのに）参加者が同じイメージをもっていないなど感じました。しかし、回を重ねることは大事だと思います。

・ 司書教諭か司書か、とても難しいと思いました。ただ現状では、小中等で司書教諭と司書が入ってとても活発な活動もあると思うので、そのことも知ることができたら、次の方向性も見えてくるのでは、とも思います。

・ 学校図書館部会から実際の学校司書の果たしている実践の豊かさ、重さが伝わってきてよかったです。話の中にも出ましたが、小中と高校ではかなりの違いが現実的にはあるのではないかと高校教師であった私、今ボランティアとして小中に入っている私が考えています。

#### 質問5 今後の両部会の活動に対するご意見

- ・ 職員像（職務）が描かれていないと養成カリキュラムを考えるのは難しいです。
- ・ 議論で出た「トリプル資格」を持つ人を増やす施策を検討し提言していただきたい。
- ・ 今後もひきつづき合同研究会が行われることを望みます。

# 2013年度 図書館情報学教育部会臨時総会が開かれました

日 時：2014年3月16日（日） 12:35～13:35  
場 所：近畿大学会館 5階ホール  
出席者：19名 委任状提出者33名 計52名

## 1. 議長、議事録署名人の選出

中山秀夫氏を議長に、柳勝文氏を議事録署名人に選出した。

## 2. 会勢報告

2014年3月1日現在で図書館学教育部会員（図書館情報学教育部会員）が209名、総会成立要件が21名の出席（委任状を含む）であるとの報告ののち、出席者19名、委任状提出者33名（うち議長に委任32名、部会長に委任1名）、計52名が確認され、総会が成立することが報告された。

## 3. 議事

### 1) 全体説明

小田光宏部会長より、議案①～③は「社団法人」（特例社団法人）日本図書館協会の時期（2013年4月1日～2014年1月20日）に関する議案であり、議案④～⑤は「公益社団法人」移行後（2014年1月21日～3月31日）に関する議案であるとの説明があった。

### 2) 議案① 社団法人日本図書館協会図書館学教育部会 2013年度活動報告

三浦太郎幹事より、配布資料に基づき2013年度（但し2014年1月20日まで）の活動報告があり、異議なく了承された。

### 3) 議案② 将来構想に関するワーキンググループ報告

荻原幸子幹事より、将来構想検討委員会の活動経過と、「これから図書館（情報）学教育部会の在り方について（答申）」が2013年10月12日付で部会長に提出されたことが報告され、異議なく了承された。

### 4) 議案③ 2013年度決算報告・会計監査報告

三浦太郎幹事より、配布資料に基づいて、2013年度（但し2014年1月20日まで）会計決算報告があり、また、阪田蓉子会計監査より、会計処理に問題がないこ

とが報告され、異議なく了承された。

### 5) 議案④ 公益社団法人日本図書館協会図書館情報学教育部会 2013年度事業計画案

三浦太郎幹事より、配布資料に基づいて、2014年1月21日～3月31日の事業計画案の説明があり、異議なく了承された。

### 6) 議案⑤ 2013年度予算案

三浦太郎幹事より、配布資料に基づいて、2014年1月21日～3月31日の予算案が示され、異議なく了承された。

### 7) 議案⑥ その他

該当する事項はなかった。

## 4. 公益社団法人化にともなう部会の運営について

小田光宏部会長より、2014年度以降の運営面での変更に関する説明、及び、フロアとの質疑応答があった。

### 1) 日本図書館協会の組織の改編について

協会としての最終決定機関は代議員総会であり、これを支える理事会、常任理事会が設置される。図書館情報学教育部会長等の「活動部会長（以下、部会長）」は、理事として選出される一方で、常任理事にはならない。（常任理事には個人選出の理事が就任する。）ただし、部会の活動に関して常任理事との情報共有・情報交換を図るために、部会長は常任理事会に「陪席」することになっている。常任理事会での意思決定に部会長が直接関わらない状況が、どのような変化をもたらすかについては、経過をみる必要がある。

### 2) 会計面の変更について

協会からの部会活動費が、事業ベースでの査定により金額が決定し交付される流れは、従来と同様である。ただし、これまで当部会では部会員からの会費に基づき、部会活動を実施してきたが、公益社団法人移行後は、当部会で独自の財源をもつことをしない。協会本部が、公益目的事業を実施するのに必要な予算を当部

会に措置し、その範囲内で活動することになる。

今後の収入源は、協会からの部会活動費、研究集会等の参加費、及び、特定の活動を指定した寄付金（指定寄付）の3種類となる。これまでの部会費に代替できるのは指定寄付であり、部会員の皆様に協力を仰ぎたい。（但し、寄付金額の一部（2割）は、協会の管理費となる。）

部会運営においては、経費縮減と収入の増加を図る方策の検討が必要である。例えば部会報のデジタル化や、役員選出方法（役員選挙）の見直しによる経費の縮減、研究集会の参加費の見直し、部会活動を実質的に推進するための各種団体との連携（共催や後援）、会員数の拡大等があると考えている。

### ＜質疑応答＞

**フロア：**協会からの部会活動費の金額はどのように決まるのか？

**部会長：**年度当初に、当部会の活動計画や他の部会との調整によって決定される。

**フロア：**年度末に研究集会を開催した場合の、参加費収入の扱いなどはどうなるのか？

**部会長：**そうしたことを含めて、細かい運用については協会との調整が必要である。

**フロア：**2015年度以降、複数年度にわたる積立金により大規模な事業を計画することは可能か。

**部会長：**指定寄付の金額は、年度に関わらず当該事業（部会活動）にのみ支出可能であるため、中長期的な（大規模な）事業計画のために、実質的な意味での蓄積をすることができる。

**フロア：**（繰り返しになるが）単年度の部会活動費の残額が、次年度の部会活動費に繰り越されて加算されることはないのか？

**部会長：**基本的にはそのような制度とはなっていないため、部会活動費と研究集会の参加費収入から支出していくことになる。

いろいろなご質問に感謝する。今後も変更があり得るので、変更点については来年度の総会等で報告する。

### ◆2013年度臨時総会資料

議案① 社団法人 日本国書館協会 図書館学教育部会  
2013年度活動報告（2013年4月1日～2014年1月20日）

#### I 総括

##### (1) 活動方向

社団法人日本図書館協会図書館学教育部会（以下、本部会）は図書館学教育に携わる者を部会員とし、例年に引き続き、本年度も司書養成のあり方や課題への取り組みを中心に活動を展開した。また、近年の会員数減少を受け、本部会の活動が転換期を迎えていたとの認識に立ち、部会活動の再検討を進めた。具体的には、中長期的な展望を含む将来構想を検討するためのワーキンググループを組織し、議論を進めるとともに、図書館関係者に対して本部会の活動周知を図る目的で、海外の図書館活動を紹介する特別講演会を実施した。さらに昨今、学校図書館界を中心に、いわゆる「学校司書」の位置づけが焦点化されている状況を踏まえ、その養成の検討に向けた課題整理を始めた。

##### [司書養成]

2008年の図書館法改正により、2012年度から司書課程設置大学等において新カリキュラムが本格的に始動した。法改正は司書養成や図書館学教育の内容に、どのような具体的な変化をもたらしたのか。研究集会や全国図書館大会分科会のテーマとして、図書館実習や図書館情報学テキストの現状とこれからを取り上げた。

##### ① 2013年度第1回研究集会（2013年5月30日（木）、明治大学和泉キャンパス）

テーマ：司書課程における図書館実習の位置づけ  
内 容：

発表(1)「図書館実習の実態－当該科目の開講に向けて－」川原亜希世（近畿大学准教授）

発表(2)「公立図書館での実習－府中市立図書館の場合－」坪井茂美（府中市立図書館）

発表(3)「国立国会図書館図書館情報学実習について」松井 俊（国立国会図書館関西館）

参加者：

29名（講師・幹事等の関係者を含む）

② 第99回全国図書館大会第13分科会（図書館学教育）（2013年11月22日（金）、都久志会館）  
テーマ：図書館法改正と図書館情報学教育  
—テキストのこれから—

#### 内 容：

発表(1)「図書館情報学教育の基盤創り—樹村房刊教科書監修者の立場から—」高山正也（国立公文書館フェロー・慶應義塾大学名誉教授）

発表(2)「学文社テキスト監修の立場から」二村 健（明星大学教授）

発表(3)「東京大学出版会テキスト編集の立場から—LIPER3：図書館員養成教育と図書館情報学の関係」根本 彰（東京大学教授）

パネルディスカッション「図書館法改正と図書館情報学教育」コーディネータ：大谷康晴（日本女子大学）、パネリスト：高山正也、二村 健、根本 彰

参加者：午前54名、午後48名（講師・幹事等の関係者を含む）

#### [部会活動の再検討]

将来構想に関するワーキンググループを組織し、会合を開いたほか、今後の会員数増加に向けた活動の一環として、海外の有識者による特別講演会を実施した。

① 将来構想に関するワーキンググループ→議案②  
メンバー：野末俊比古、荻原幸子（以上、部会幹事）、大谷康晴、小山憲司（以上、部会員）

会 合：2013年7月10日（水）、7月29日（月）に東京で開催

② 特別講演会（2013年5月30日（木）、明治大学和泉キャンパス）

内 容：特別講演「『知の広場』の著者が誘う欧州図書館紀行」アンニヨリ・アントネッラ（イタリア・ボローニャ市図書館協議会理事）

共 催：明治大学図書館情報学研究会

参加者：138名（講師・幹事等の関係者、および明治大学学生を含む）

#### [「学校司書」養成の課題検討]

日本図書館協会に組織された「学校図書館問題検討

会」の協議に参加し、日本図書館協会名で「学校司書」法制化に関する要望書（2013年11月7日付）が作成される過程で、本部会会員に広く意見を募った。また、平行して「学校司書」養成の課題検討に関するワーキンググループを組織し、会合を開いたほか、日本図書館協会学校図書館部会と初めて合同研究集会を実施した。

① 「学校図書館問題検討会」への参加

参加者：小田光宏、村上泰子（以上、部会幹事）、中島幸子、中村百合子（以上、部会員）

会 合：2013年7月25日（木）、8月26日（月）、9月19日（木）に東京で開催

② 「学校司書」養成の課題検討に関するワーキンググループ

メンバーア：村上泰子、川原亜希世（以上、部会幹事）、岩崎れい、中島幸子（以上、部会員）

会 合：2013年10月27日（日）に大阪で開催

③ 合同研究集会（2013年12月14日（土）、日本図書館協会会館）

テーマ：「学校司書」のちからを考える

共 催：日本図書館協会学校図書館部会

#### 内 容：

講演「学校司書に今期待されるもの」平久江祐司（筑波大学教授）

報告(1)「今、学校司書は」高橋恵美子（学校図書館部会部会長）

報告(2)「学校司書に必要なちからとは」千田つばさ（東京都立柏江高等学校学校司書）

報告(3)「養成の立場から考える学校図書館専門職員の在り方～図書館学教育部会意見募集結果から～」村上泰子（関西大学教授）

参加者：65名（講師・幹事等の関係者を含む）

#### (2) 部会活動全体に関する自己評価

総会（1回）、第99回全国図書館大会（第13分科会）、研究集会（定例・合同各1回）を実施し、『会報』（第104、105号）で内容を報告した（合同研究集会については、2013年度内に刊行予定の『会報』第106号に掲載する）。昨年度に引き続き、本部会ホームページでも広報している。

## II 部会総会

日 時：2013年5月30日（木）13:35～14:45  
 於：明治大学和泉キャンパス  
 出席者：18名、委任状提出者56名（部会員総数197名：定足数を満たし、成立）  
 議長：須永和之（國學院大學教授）  
 議事録署名者：日向良和（都留文科大学講師）  
 議題：2012年度活動報告、2012年度決算報告、第28期教育部会役員選出結果報告、2013年度活動計画、2013年度予算案、部会規則等の変更案

## III 事業、活動、研修、シンポジウム、集会等

- (1) 第99回全国図書館大会（福岡）第13分科会：詳細は、I 総括(1)活動方向を参照  
 (2) 研究集会：詳細は、I 総括(1)活動方向を参照  
 [第1回] 日時：2013年5月30日（木）  
 於：明治大学和泉キャンパス  
 [合 同] 日時：2013年12月14日（土）  
 於：日本図書館協会会館

## IV 刊行物（報告書、資料、パンフ、ポスター等）

『部会報』第104、105号の刊行。編集担当：村上泰子（部会幹事）

## V その他の事業活動

特になし

## VI 幹事会の開催

- [第1回] 2013年5月30日（木）於：東京  
 部会長、幹事8名  
 [第2回] 2013年11月22日（金）於：福岡  
 部会長、幹事7名  
 [第3回] 2013年12月14日（土）於：東京  
 部会長、幹事6名

幹事は東京圏、近畿圏、北九州に分散（選出）している。出席率は88.9%である。近年、通常の連絡事項はメーリングリストを活用している。

## VII Webサイト、メーリングリストの運営状況

- ・Webサイト運営：部会報にリンクするホームページを有する。
- ・メーリングリスト：幹事間に通じるものを作成し、通常の連絡事項に活用した。
- ・『部会報』の電子化を継続している。

## 第28期（2013年度～2014年度）部会役員・会計監査

部会長 小田光宏（青山学院大学）  
 幹事 萩原幸子（専修大学）、川原亜希世（近畿大学）、瀬戸口誠（梅花女子大学）、野末俊比古（青山学院大学）、松本直樹（大妻女子大学）、三浦太郎（明治大学）、村上泰子（関西大学、部会長代行）、安光裕子（山口県立大学）  
 会計監査 阪田蓉子（元明治大学）、渡辺信一（元同志社大学）

## 議案② 将来構想に関するワーキンググループ報告（答申後掲）

## 議案③ 2013年度決算報告・会計監査報告（表1）

（2013年4月1日～2014年1月20日）

社団法人 日本図書館協会 図書館学教育部会

	費目	当初予算	補正後	決算
収入の部	部会費収入	410,000	410,000	272,000
	事業収入	40,000	40,000	33,000
	部会交付金	0	300,000	300,000
	研究集会助成	0	0	0
	懇親会	0	0	0
	繰越金	779,756	779,756	779,756
計		1,229,756	1,529,756	1,384,756
支出の部	事務用品費	20,000		480
	振込手数料	24,000		12,280
	通信費	350,000		18,550
	交通費	200,000		262,560
	会報等印刷費	300,000		102,375
	研究集会等費	300,000		337,525
	調査・編集費	0		0
	予備費	35,756		0
	選挙管理費	0		0
	繰越金	0		650,986
計		1,229,756		1,384,756

※注1：繰越金には、部会交付金の残額153,155円が含まれる（なお、同交付金の名称は、公益社団法人移行後の予算では「部会活動費」となる）

## 監査報告

監査の結果、執行及び証書保管について、問題はありません。

平成26年3月11日

会計監査 阪田 蓉子 印

平成26年3月8日

会計監査 渡辺 信一 印

## 部会名称が変わりました!!

日本図書館協会の公益社団法人化にともない、本年1月21日付で部会名称が図書館学教育部会から図書館情報学教育部会へと変更になりました。

## 議案④ 公益社団法人 日本図書館協会 図書館情報学教育部会2013年度事業計画案（2014年1月21日～3月31日）

- (1) 臨時総会の開催（3月16日）
- (2) 2013年度第2回研究集会の開催（3月16日）
- (3) 部会報の発行（第106号）
- (4) 幹事会の開催

## 議案⑤ 2013年度予算案（表2）

（2014年1月21日～3月31日）

	費目	予算	内訳
収入の部	部会費収入	120,000	2013年度未納分
	事業収入	15,000	第2回研究集会(3/16)
	部会活動費	153,155	旧会計「部会交付金」の残額
	研究集会助成	0	
	雑収入	0	
	緑越金	497,831	
計		785,986	
支出の部	事務用品費	5,000	事務用品など
	振込手数料	5,000	
	通信費	20,000	部会報105号発送費用など
	交通費	160,000	幹事会交通費など
	会報等印刷費	210,000	部会報105号、106号印刷費用など
	研究集会等費	85,000	講師交通費など
	調査・編集費	0	
	予備費	300,986	
計		785,986	

## 議案⑥ その他

同日に開催された2013年度第2回研究集会の報告は、次号に掲載します。

## 部会報バックナンバーを電子化しました

過去の会報を電子化し、部会ホームページに掲載しました。

<http://www.jla.or.jp/divisions/kyouiku/tabid/276/pub/kaihou/tabid/376/Default.aspx>

## 全国図書館大会の予告

本年度の全国図書館大会は、10月31日（金）、11月1日（土）に東京の明治大学駿河台キャンパスで開催されます。当部会でも魅力的なプログラムを準備中です。ご期待ください。

## これから図書館（情報）学教育部会の在り方について（答申）

2013年10月12日

日本図書館協会図書館学教育部会将来構想検討委員会

### 1. 諒問事項の確認

当委員会に対し、部会長から次の2点について諒問がなされた。これを踏まえ、当委員会では、部会会計データなどの資料に基づいて検討を行なった。なお、諒問の背景については、部会長による「将来構想の検討について」を参照されたい。

- (1) 短期的な部会運営の在り方について
- (2) 中長期的な部会運営の在り方について

### 2. 諒問事項(1)に対する提案

今年度については、部会費徴収がなされることから、おおむね例年どおりの運営（支出）を行う。ただし、次年度以降の運営体制について、部会員に対して速やかにアナウンスしていくことが求められる。このほか、部会員数の増加を図るため、非部会員に対して、複数部会所属ができるることを伝えながら、部会への入会を呼びかけていく。なお、部会員数の増加は、3. でも触れるが、本部会が社会的役割を果たすうえで重要な課題のひとつであると考える。

次年度以降については、当面は部会費および交付金がなくなることを前提として、単年度で収支が見合うことをめざして部会の運営を行う。まず、収入については、研究集会参加費を主な収入源とする。目安としては、一人2000円の参加費で50人規模の研究集会を年2回、実施する。ただし、「繰越金」を計画的に遣うことには妨げない。なお、中長期的には、3. で言及する認証に係る事業に伴う収入（認証料・審査料等）を恒常に確保することをめざす。

次に支出については、部会報を電子（PDF）版のみの発行（ウェブ掲載・メール配信）とすること、および役員選挙を電子投票にて行うことなどによって経費を抑える。なお、部会報については、ISSNを取得し、刊行物としての位置づけを明確にする。また、想定される当面の部会会計の規模から見て、『日本の図書館情報学教育』編集に要する費用負担に耐えることは困難であるため、財政面に関する環境が抜本的に改善されない限り、刊行は見送るのが妥当と判断とする。

### 3. 諒問事項(2)に対する提案

まず、多くの図書館（情報）学教育（司書・司書補・司書教諭養成を含む）に携わる教員等において、部会の意義が充分に認識されていない現状を踏まえ、部会の果たすべき社会的な役割について再確認・再構築する必要がある。当委員会としては、本部会は図書館（情報）学教育の質保証に貢献する役割とともに、図書館（情報）学教育に関する政策提言を主体的に行う役割を果すことが望ましいと考える。次に、具体的な取り組みについて、大学教員等の個人、大学（短期大学を含む）の課程、社会の三者に分けて記す。

第一に、大学教員等の個人に対しては、図書館（情報）学教育担当教員（志望者を含む）の認証を行う。当部会における研究集会への参加、講師の担当、部会報への原稿掲載、図書館（情報）学教育関連団体役員への就任などに基づくポイント制によって認証を行うことが考えられる。ただし、ポイントの対象としては、当部会以外における活動を含むこととするなど、今後、実現可能な制度設計を行なっていく必要がある。近年、大学における採用において、研究業績のみならず教育業績にも目が向けられている現状を踏まえて、特に大学院修了者や現職（経験）者などが新たに大学教員のポストをめざすときにアピール点としたり、求人側である大学（課程）が募集の要件あるいは推奨点としたりすることを想定する。また、すでに教員となっ

ている者についても、認証によって学外での社会貢献活動を大学内でアピールできるなど、FD活動のひとつとして位置づけられることをねらう。

第二に、大学の課程に対しては、図書館（情報）学教育課程に対する認証（評価を含む）を行う。担当教員個人が認証を受けていることに加え、今後、部会においてカリキュラムや科目内容・構成のガイドライン（モデル）を作成し、ガイドラインに基づいた教育が実施されているかを確認することなどを念頭に、制度設計を行なっていく。なお、認証にあたっては、改善すべき事項を指摘するなど、評価的な要素を含むものとし、わが国の図書館（情報）学教育課程の全体的な改善に資することとする。また、ガイドラインについては、今後、図書館法・同施行規則の改正に伴う養成科目の改正にあたって、部会が「業界標準」を提案できるだけの担保となるものをめざす。なお、図書館法にいう司書の養成に留まらず、例えば、大学図書館職員向けの教育を行なっているかどうか、といった選択的な要素を認証することも視野に入れる。

第三に、社会に対しては、第一、第二の点を基盤として、優れた図書館員を養成することによって図書館界全体の底上げ、ひいては図書館利用者たる国民の利益を向上させることによって、貢献していくことをめざす。現職者に対する継続教育（研修を含む）については、今後、検討を進める必要があるが、教育内容の検証・確認などについて部会が一定の役割を果たす方向が望ましい。また、広報・PRにも力を入れ、図書館（情報）学教育の社会的な意義が広く認知されるための手立てを講じることも重要である。

なお、特に第一、第二の点で言及した認証をめぐる具体的な検討にあたっては、日本図書館協会の他部会・委員会等はもとより、日本図書館情報学会、全国学校図書館協議会、日本図書館研究会などの関連団体等と調整のうえ、連携して、適切な場合には連合して、認証を実施する方向をめざすことが期待される。

また、個人に対する認証は、専任教員のみでなく、非常勤講師として教育に携わる者、将来的に教員をめざす大学院生や現職（経験）者、さらには教育に関心を持つ図書館員等も対象とすることで、部会員数の増加を図り、図書館（情報）学教育の「業界団体」としての地位を確立することをねらう。

#### 4. おわりに

当答申を踏まえ、部会としては、認証の仕組みをはじめ、具体的な検討を速やかに進められたい。

以上

別記 委員名簿（五十音順、\* は主査）

大谷 康晴（日本女子大学）

荻原 幸子（専修大学・部会幹事）

小山 憲司（日本大学）

野末俊比古（青山学院大学・部会幹事）\*

# 2014年度 総会・第1回研究集会のご案内

日 時： 2014年6月12日（木）12:30～（受付開始 12:00）

会 場： 日本図書館協会2階研修室

〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14

テー マ： 演習科目「情報サービス演習」の可能性

趣 旨： 図書館法改正による新しいカリキュラムの実施から2年が経ちました。昨年度の「図書館実習」に引き続き、今回は「情報サービス演習」を取り上げます。「これから図書館の在り方検討協力者会議（報告）」において当科目は、旧カリキュラムの「レファレンスサービス演習」と「情報検索演習」を“発展的に統合するもの”として“新設”したと記されています。この「発展的な統合」の趣旨が、現在どのような形で実現されているのでしょうか。また、新たな展開を図る上で、どのような課題が生じているのでしょうか。教育現場の実態や実例とともに、図書館における実務の観点を踏まえて、この科目をどのように教えることができるのか、さまざまな可能性を探っていきたいと思います。実際に「情報サービス演習」を担当している方々、図書館で情報サービスの実務に携わっている方々、その他、関係各方面の方々のご参加をお待ちしております。

予定しているプログラム：

12:30-12:35	開会挨拶
12:35-13:35	会員総会
13:35-13:45	休憩
13:45-13:50	趣旨説明
13:50-14:10	報告(1) 「図書館に関する科目の検討過程にみる「情報サービス演習」」 荻原幸子（専修大学、図書館情報学教育部会幹事）
14:10-14:50	報告(2) 「『情報サービス演習』のテキスト執筆・編集と授業展開の可能性」 原田智子（鶴見大学）
14:50-15:10	報告(3) 「公共図書館におけるレファレンスサービスについて ～公共のレファレンスカウンターでは何が起きている!?～」（仮） 岩永知子（相模原市立図書館）
15:10-15:30	報告(4) 「小規模な大学図書館におけるレファレンスサービスの実際と、 そこで求められる人材について」（仮） 和知剛（郡山女子大学図書館）
15:30-15:45	休憩
15:45-16:30	質疑応答
16:30-16:40	閉会挨拶、事務連絡

総合司会：図書館情報学教育部会幹事

参加費： 申込日（6月6日）までにご寄付（別紙をご覧ください）をいただいた方 無料

それ以外の方 部会員 1500円、非部会員 2000円、非JLA会員 3000円

申込： 研究集会に参加ご希望の方は、「お名前」「部会員か否か、否の場合、JLA会員か」「ご所属」を明記の上、**6月6日(木)**までに、申込窓口（jla.delis@gmail.com）（担当：三浦）までメールにてお申し込みください。（件名に「教育部会参加希望」と明記のこと。）

編集担当 〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35 関西大学文学部 村上泰子  
Tel. 06-6368-0467 E-mail: yasuko@kansai-u.ac.jp